

会計管理者の職務の一部を出納員に委任する告示

平成19年4月1日

告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者の職務のうち、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第5号）第16条第2項及び栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第6号）第28条第2項に係る写しの交付に要する費用その他栃木県後期高齢者医療広域連合の収入金（栃木県後期高齢者医療広域連合事務局において収納するものに限る。）の収納事務を総務課の出納員に委任したので、告示する。